

令和8年度版 碧南市農業経営改善支援事業 Q & A (令和8年3月12日作成)

◆ 事業内容について ◆

1 全般及び農業経営基盤整備事業補助金について

Q. 令和6年度までの事業(農業経営基盤整備支援事業)との違いは何ですか？

- A. ●従来の3事業に「先進農業経営設備整備事業」を加え、合計4種類の補助メニューとしました。
- 令和7年度からの5年間で、補助金の種類毎に1回ずつ、最大で4回まで申請できるよう制度を拡充しました。
 - 従来は「農業経営基盤整備事業」に含まれていたスマート農業導入を図る事業、及び、新たに環境負荷又は化学肥料軽減に資する機械設備導入を図る事業を「先進農業経営設備整備事業」とし、補助率と補助上限額を変更しました。
 - 従来の「防犯対策推進事業」を「防犯・有害鳥獣対策推進事業」とし、有害鳥獣による農作物被害の軽減対策に係る事業も補助の対象に加えました。

Q. 令和6年度に補助金の交付を受けたが、今回の事業は申請できますか？

A. できます。

本事業は、令和7年度から5年間の新たな事業です。以前、農業経営改善支援事業を活用された人も、また事業を申請することができます。

Q. 金融機関からの資金借入や他の支援事業との併用は可能ですか？

- A. 借入は併用可能ですが、他の支援事業(補助金)との併用はできません。他の支援事業の要件に関しては、各事業実施主体へ御確認ください。

Q. 既に購入(事業完了)済の機械設備は、補助の対象になりますか？

A. 対象になりません。

補助金の交付対象になる事業は、交付決定の日以降に着手（契約、購入、着工等）するものに限られます。

Q. 軽トラを買い替えたいが、補助は適用されるのか？

A. 補助は適用されません。

自らの農業経営以外で利用できるものなど汎用性の高いもの、例えば、トラック、パソコン、タブレット、ドライブレコーダー、カメラなどは補助の対象外としています。

Q. 中古機械等の購入は補助対象になりますか？

A. 中古機械、中古ハウスの購入についても、中古耐用年数が2年以上あれば補助の対象となります。

実績報告の際に、定められた添付資料のほか、販売証明書や売買契約書等、売買の分かる書類を添付してください。

2 先進農業経営設備整備事業補助金について

Q. 先進農業経営設備整備事業補助金の対象事業は何ですか？

A. 対象事業は2種類あります。

1つ目：従来「農業経営基盤整備事業」に含まれていたスマート農業導入を図る事業

2つ目：新たに環境負荷又は化学肥料軽減に資する機械設備導入を図る事業

Q. スマート農業とは何ですか？

A. ICT、AI等を活用し、省力化、高品質生産を図る農業を言います。
具体的には、農業用ドローンやGPSを活用した自走式トラクター、
環境制御装置等の導入が考えられます。
※システムの更新費用、携帯端末のみ購入等は、補助の対象にはなりません。

Q. スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画が必要ですか？

A. この補助金は市単独事業であるため、生産方式革新実施計画は必須要件ではありません。

生産方式革新実施計画とは

農業の生産性向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画であり、国に申請して認定を受けるものです。

この認定を受けると、金融上や税制上の特例措置を受けることができるメリットもあります。

新たにスマート農業を検討される場合は東海農政局にご相談ください。

Q. 環境負荷又は化学肥料軽減に資する機械設備には何がありますか？

- A. ●堆肥散布機（化学肥料の使用低減）
●ヒートポンプ暖房機（燃料の使用低減）
●トラクター等にオプションで取り付ける除草機
（除草剤の使用低減）
●局所施肥機（肥料の使用低減）
などがあります。

Q.トラクター等にオプションで取り付ける除草機や外付け自動操縦システムの場合、トラクター等の本体も対象になりますか？

A. 外付けできる機械設備の場合、それを装着するトラクター等の本体については、先進農業経営設備整備事業補助金の対象になりません。

トラクター等の本体については、農業経営基盤整備事業補助金の対象となりますが、1回で利用できる補助金の種類はどちらか1つになります。

なお、申請書等に添付する見積書及び請求書については、補助金の対象となる機械設備のものが必要なので、補助対象と補助対象外で分けていただくようお願いします。

Q. 先進農業経営設備整備事業補助金は機械設備の更新も対象になりますか？

A. 対象になりません。新規導入に限ります。

買い替えや追加購入については、先進農業経営設備整備事業補助金の対象外ですが、農業経営基盤整備事業補助金の対象とすることは可能です。

3 防犯・有害鳥獣対策推進事業補助金について

Q. 防犯対策とは何ですか？

A. 農地や施設を監視するための防犯カメラ（移動式含む）やセンサーライト、トラクターに取り付ける盗難防止装置等、農業用の防犯対策に係る資機材の導入を補助の対象とします。

※ドライブレコーダー単体は、積載車両の事故等を検証するための機器であるため、補助の対象としていません。

Q. 有害鳥獣による農作物被害の軽減対策とは何ですか？

A. 生産する農作物を食い荒らす有害鳥獣を追い払うために使用する音声発生器などの機械設備のことをいいます。

消耗品は補助対象外です。

なお、有害鳥獣の捕獲を検討される場合、捕獲には許可が必要になりますので、予め環境課にご相談ください。

4 六次産業化等推進事業補助金について

Q. 六次化等推進事業はどんな事業が対象になりますか？

A. 直売所の設置や加工品の開発、通信販売に対応するサイト開設等、農業の六次産業化や販路の拡大に関する取組を想定しています。

(補助対象の例)

- 市場調査研究や成分分析の委託料・謝礼
- 加工品製造に係る機械、備品、原材料、包装資材等の購入費用
- パッケージ等のデザインの作成委託料
- 宣材写真又は動画の撮影委託料
- ホームページ等の開設及び更新に係る費用
- ネット通販サイトの新規登録料
- 棚など直売に係る備品購入費
- 自動販売機の設置費用
- 商品のPRのための広告宣伝費（ポスター・チラシの印刷代、インターネットでの広告宣伝費）
- 特許、実用新案等の出願費又は許諾費
- コーディネーター、専門家への謝金

※詳しくは、農業水産課農政振興係にご相談ください。

◆ スケジュールについて ◆

Q. 事業のスケジュールを教えてください。

A. 申請受付期間は、令和8年4月6日（月）から令和8年7月6日（月）までです。

ただし、期間内に申請額が予算上限に達した場合は、申請受付を締め切ります。

申請後の流れは次のとおりです。

①申請（申請者→市農業水産課）

申請者は必要書類を持って申請します。

交付決定前には、着手（契約、購入、着工等）できません。

②交付決定（市農業水産課→申請者）

申請後適正と認められたら、市から交付決定通知書が送付されます。

③事業着手（申請者）

交付決定を受け、事業に着手（契約、購入、着工等）してください。

④事業完了（申請者）

納品や工事等の完了後の支払いをもって事業完了とします。

⑤実績報告（申請者→市農業水産課）

市農業水産課に**事業完了後30日以内**に実績報告書を提出します。

⑥額の確定（市農業水産課→申請者）

実績報告を審査し、適正であれば額の確定通知を送付します。

⑦請求（申請者→市農業水産課）※実績報告書と一緒に提出します。

⑧支払い（市農業水産課→申請者）

市から申請者の指定口座に支払いを行います。

Q. 事業期間が年度をまたぐ場合は、補助の対象になりますか？

A. 対象になりません。

補助金は、同一年度内に事業が完了（支払いも完了）するものが対象になります。

Q. 補助金の申請額が上限額まで達しなかった場合、次年度に残枠で同じメニューに申請できますか？

A. できません。

補助金申請額が上限額まで達しなかった場合でも、そのメニューは1回使ったこととし、5年間の内に再度使うことはできません。

Q. 募集期間外(秋や冬)に事業を活用したい場合はどうすればいいですか？

A. 機械の更新を秋・冬季に計画している場合でも、補助金の申請は受付期間中にしてください。

※事業計画に変更があった場合（機械を買わない、金額が変わった等）別途、事業の取り下げや変更申請が必要になる場合があります。

◆ 必要書類について ◆

Q. 口座振替のため領収書が発行されない場合はどのような添付書類が必要ですか？

A. 販売証明書等の購入明細が分かる資料と支払を完了したことが分かる書類（通帳の写し等）が必要です。また、他の代金と同時に振替されている場合には、内訳がわかる利用明細書等の書類も必要です。

Q. 市税を完納していることの証明とはどのようなものか。

A. 市税の滞納がないことを証明するものです。補助金申請前に、税務課にて取得してください（1通200円）。

Q. 補助金の申請書に押印は必要ですか？

A. 補助金の申請書に押印は不要です。

Q. 補助金の申請後に事業の金額が増額しましたが、その場合に補助金を増額できますか。

A. 申請後の補助金の増額はできません。

Q. 補助金の申請後に事業の金額が減額しましたが、その場合に補助金は減額になりますか。

A. 事業の金額が減額となった場合は、変更申請を提出していただく必要があり、事業額の減額に応じて補助金を減額します。

Q. 補助金の申請後に事業の期間（納期等）が予定よりも延びてしまいましたが、何か手続きは必要ですか。

A. 事業の期間（納期等）が延びた場合は、変更申請を提出していただく必要があります。